

# 第6回 佐世保市・宇久町合併協議会

## 議 事 録

平成17年11月24日

佐世保市・宇久町合併協議会

## 第6回 佐世保市・宇久町合併協議会出席者名簿

開催年月日 及び時間	平成17年11月24日(木)			開会時刻	午前10時00分	
				閉会時刻	午前11時30分	
会議の場所	佐世保レオプラザホテル					
出席した委員  23名中 18名出席	会長	光武 顕	副会長	田中 稔	委員	宮城 憲彰
	委員	久池井 一孝	委員	井手 吉弘	委員	西川 一夫
	委員	前田 勉	委員	福井 秀時	委員	古賀 良一
	委員	川上 順	委員	竹本 慶三	委員	隅 康隆
	委員	尼崎 準二	委員	西 友博	委員	境 松子
	委員	平山 祐次	委員	麻生 孝昭	委員	富田 みどり
欠席した委員 及び顧問	委員	西川 一夫	委員	徳勝 宏子	委員	平山 裕次
	委員	田中 豊治	委員	星野 孝通		
出席した専門 委員	財務部会 長	大野 貞信	観光商工 部会長	梅崎 武生	病院部会 長	齋藤 泰
	議会事務 局部会長	西 隆邦				
事務局	局長	久富 達夫	次長	松田 恵一	主任	東 隆一郎
	主任	福井 和人	主任	土橋 健吾	主任	川端 格平

# 佐世保市・宇久町合併協議会

## 第6回協議会 議事録

日 時：平成17年11月24日（木）10：00～12：00

場 所：レオプラザホテル

出席委員：18名

### 会議次第

開 会

会長挨拶

委員の変更について

議 事

- 1．佐世保市・宇久町合併協議会決算及び予算について
  - 平成16年度佐世保市・宇久町合併協議会決算報告について
  - 平成17年度佐世保市・宇久町合併協議会補正予算について
- 2．合併準備作業中発生した問題について
  - 固定資産税及び国民健康保険税の課税誤りについて
  - 公営住宅用地の根抵当権について

その他

閉 会

**【事務局 福井主任】**

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第6回佐世保市・宇久町合併協議会を開催いたします。

まず、始めに、本日、委員皆様の出欠状況をお知らせいたします。本日は広域代表の平山委員、田中委員、星野委員、それから町議会代表の西川委員、それから地域代表徳勝委員の5名の方が欠席となっております。したがって、ご出席は23名中18名で、協議会委員の過半数を超えておりますことから、協議会規約第10条の規定により本協議会が成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、お手元の資料について確認をいたしたいと思っております。先日郵送させていただきました佐世保市・宇久町合併協議会第6回会議次第があると思っております。同じく、まちづくり計画。それと席次表。資料につきましては、以上の3点をご用意させていただいております。不足している資料がございましたら、お申し出をいただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、会長であります光武佐世保市長よりごあいさつを申し上げます。

**【光武会長】**

皆様、おはようございます。本日は第6回佐世保市・宇久町合併協議会を開催させていただきましたところ、皆様方には大変お忙しい中にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様のご参集は、ことし2月14日の調印式以来でございまして、約9カ月ぶりになるかと存じます。現在、佐世保市と宇久町ではこの合併協議会で話し合われたことを基本にして、来年の3月31日のスムーズな合併に向けて最終的な準備を行っているところであります。

さて、今回の協議会の趣旨であります、委員の皆様も既にご承知と思っておりますが、宇久町で固定資産税の課税誤りや、町営住宅用地に抵当権が設定されていることなどが、合併準備作業の中で明らかとなりました。本日はこれまでの経緯と今後の対応などについて報告、並びにこれを受けての意見交換を行うものであります。このことは事の重大性から、市及び町議会の合併特別委員会において報告・論議が行われてきましたが、合併協議会会長として、住民を代表する委員の方々にも詳しく説明を行わなければならないと考え、今回協議会を開催することといたしました。また、両地域の住民の皆様に対しましては、広報誌などでも経過をお知らせするよう準備しております。

本日は委員の皆様方の貴重なお時間を頂戴し、ご協議いただきたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。大変ご苦労さまでございます。

**【事務局 福井主任】**

ありがとうございました。次に、委員の変更についてお知らせをいたします。

**【事務局 久富局長】**

事務局より委員の変更についてご報告を申し上げます。第6回会議次第の1ページをお開きください。そこに「委員の変更について」書いてありますが、まず、宮城委員が、これまで佐世保市市町村合併調査特別委員長としてのご参画でございましたが、今回、議長としてのご参画ということになっております。それから、佐世保市の市町村合併調査特別委員長が久池井委員にかわっており、久池井委員が新たにこの協議会にご参画していただくようになりました。

【久池井委員（佐世保市）】

皆様、おはようございます。宮城議長の後を受けまして、今回、新しく佐世保市議会の市町村合併調査特別委員会の委員長ということで、以前、任意合併協議会がスタートしたころに若干かかわってございましたけれども、出戻りということで再度登場させていただくことになりました。よろしくお願ひ申し上げます。

【事務局 久富局長】

それから、広域的な観点からの学識経験者の中で、県北振興局長村上局長から星野局長にかかわっております。星野局長は本日都合によりご欠席でございます。あと、平山委員と田中委員は、大学の独立行政法人化に伴いまして、名称変更と、特別顧問ということで役職の変更がございましたので、あわせてここでお知らせするものです。

以上で委員の変更について報告を終わらせていただきます。

【事務局 福井主任】

それでは、これから先の議事につきましては、会長に議長として進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【光武会長】

それでは、規約に基づき、議長を務めます。まず、1. 佐世保市・宇久町合併協議会の決算及び予算についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局 久富局長】

会議次第の2ページ、佐世保市・宇久町合併協議会決算及び予算についてでございます。

まず、1つ目が平成16年度法定合併協議会の事業報告と決算であります。協議会の開催は、それぞれ協議会5回、幹事会6回を開催。合併に関する協議ということで、合併協定項目の検討、それから、制度、事業の調整方針の具体的な検討、あるいは、電算システムの統合等の必要がございますので、事前の調査・準備にかかった次第でございます。それから、まちづくり計画の作成、あるいは広報に関する広報広聴等を実施したということです。

このような事業に対しまして、3ページであります。予算といたしましては、歳入が平成16年度2,539万2,000円組んでございましたけれども、収入済額といたしまして2,539万1,141円。これは預金利息の差がありますが、あとはすべて同じでございます。

歳出でございますが、1の運営費、2の事業費、3. 予備費を合わせまして、予算として2,539万2,000円を計上し、実際の支出といたしましては、協議会の運営費等が443万8,546円、うち会議費が266万634円、これは職員の作業に伴う時間外手当、その他、また、資料作成等にかかわる需用費等と同じく運営費のうち177万7,912円。次に事業費といたしまして、推進事業費が1,612万1,385円。これは先ほど説明いたしましたように、電算システムの統合等の調査、その他の経費、あるいは委員の先進地視察に係る旅費等々でございます。

合わせまして2,055万9,931円支出を行いまして、一番上に戻っていただきますが、歳入・歳出の差引額が483万1,210円の不用額が発生することになりました。この分につきましては次年度、平成17年度に繰り越すということで、処理を行っているところでございます。

4ページをお開きください。以上の決算内容につきまして、去る6月24日に、外園監査委員、山口監査委員に監査を行っていただきまして、適正に処理されていることを確認しましたので報

告をしますという監査報告をいただいているところでございます。

以上が、平成 16 年度の事業報告、平成 17 年度の決算報告でございます。

続きまして、5 ページ、平成 17 年度協議会の補正予算についてでございます。この補正予算を行います理由は、その「補正の内容」と一番下に書いておりますけれども、今回、平成 17 年度につきましても、合併協議会への県の補助金 300 万円が出されることになったことと、先ほどご説明申し上げました、平成 16 年度協議会の繰越金が 483 万 1,210 円出ましたので、その分を計上し、逆に佐世保市、あるいは宇久町からの協議会への負担金を減らすということで、783 万 1,000 円、トータル的には歳入変わりませんけれども、内訳がこのように変わるといふことでの補正でございます。

次に、6 ページ、歳出も同じく、歳出合計はそれぞれ当初予算と変わりませんけれども、内訳といたしまして、職員手当、共済費、賃金等を一部増額計上いたしまして、その分、需用費を減少させているということで、時間外職員の手当を 27 万円、あるいは臨時職員関係の 50 万円、その分、需用費を節約しながら 77 万円減らすということで、中身は変わりませんが、このような内部の変更をするといふことで行っているものでございます。

説明は以上でございます。

【光武会長】

ただいまの事務局の説明について、皆様からご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、ただいまの事務局の説明について、平成 16 年度協議会決算及び平成 17 年度協議会補正予算については承認してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、そのように決定をいたします。

次に、本日の主要議題であります、2. 合併準備作業中発生した問題についてを議題といたします。先ほど、あいさつの中でも触れましたが、本年 3 月の市議会及び町議会の合併議決、また 4 月の知事決定以降、合併準備作業や事務調整を行う中で、宇久町において固定資産税等の課税誤り、及び公営住宅用地の根抵当権問題が明らかになりました。この件について、宇久町側からこれまでの経過、現在の対応状況及び今後の見通し等について説明をお願いし、その後、委員の皆さん方にそれぞれの立場から意見交換をお願いしたいと存じます。

それでは、田中副会長から説明をお願いいたします。

【田中副会長】

このたびは宇久町の固定資産税等錯誤につきましても、納税者の皆様はもとより、光武会長始め、委員皆様に大変なご心配とご迷惑をおかけいたしまして、心よりおわびを申し上げます。

固定資産税を正しく賦課する作業につきましても、佐世保市の職員の皆様にはたびたびご来町賜り、事務指導等をしていただきました。宇久町としましても過去に経験のない多量の事務量でありましたので、当初は本当に途方に暮れておりましたが、このようなときに本当にご協力をいただきました。心から感謝を申し上げる次第であります。

私どもといたしましても、税務課職員を増員、加えまして、平日及び休日の残業職員を指名し、鋭意事務を進めてまいってきた次第であります。その結果、おかげさまで、8 月末日に固定資産

税の錯誤額の算出を終えました。9月末日には国保税の錯誤額の算出が終了し、納税者各自の錯誤額等の算出も終え、現在、納税者に還付等の作業を実施しているところでございます。12月末日までには還付等の作業を終了させたいと考えております。

現在、納税者の家庭を訪問し、説明も行っております。各家庭訪問の前には、調整を混乱させるのではないかと不安もありましたが、納税者の方々からは大きな苦情もないと聞いているところでございます。また、私の方も直接そういうことは挙がっておりません。そういうことで、少々安堵いたしておるところでございます。

合併までに解決するため、今後とも一層努力をしままいりますので、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

また、公営住宅用地の根抵当権問題につきましては、用地売買契約終了時に速やかに所有権移転登記等を完了させ、また銀行より抵当権放棄時に速やかに登記を完了しておれば解決できたものでしたが、当時、多くの公共事業を抱えており、それに伴う用地買収、用地の登記を優先し処理していたため、「いつでもできる」との安易な気持ちが不測の事態を発生させたわけでございます。公営住宅用地の所有権移転登記をしておりませんでした。売買契約は終了し、用地代金も支出しており、現実として宇久町所有の土地でありましたので、この土地に宇久町との協議や相談もなしに根抵当権を設定されるとは想定もしていなかった状況であります。

このような状況、経緯があったにせよ、佐世保市並びに各委員の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしまして、重ねて深くおわびを申し上げます。本件の解決には専門的な法律の解釈や手段が必要でありますので、町の顧問弁護士であります佐世保総合法律事務所の山元弁護士、根抵当権を設定した会社が大阪でありますので、大阪の弁護士にも依頼しております。合併までの解決、また根抵当権抹消のための代価金額は限りなく無償でするようにと依頼しておりますので、弁護士の見解を現在待っている次第であります。

以上、経過を申し上げますが、内容の詳細につきましては、宇久町の阿野助役に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。しかしながら、合併の根幹も揺るがす大きな問題を発生させましたことにつきましては、私の管理・監督の不十分さを痛感しているところでございます。このような大きな問題が発生したにもかかわらず、光武会長を初め、各委員の皆様、佐世保市の職員の皆様、並びに長崎県のご高配、ご指導をいただきまして、改めまして心より深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

合併まで残すところ4カ月となりました。残り少ない時間ではございますが、問題解決に向けて全力で努力いたしますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。あともって助役の方から詳細につきまして説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。私の方からは以上でございます。本当にご迷惑をおかけいたしました。

以上でございます。

【光武会長】

それでは、阿野副幹事長、お願いします。

【阿野副幹事長】

宇久町助役の阿野ですけれども、先ほど町長から指名を受けましたので、私の方で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど町長が申し上げました固定資産税と国民健康保険税の課税誤り、並びに住宅用地の根抵当権の件につきまして、経緯と現在の状況について説明をさせていただきたいと思っております。この件につきましては、会議資料の7ページから11ページに概要をお示ししております。

まず、7ページ、固定資産税の課税誤りの件ですが、この件につきましては平成17年6月21日に、佐世保市の資産税課と宇久町の税務課で固定資産税の家屋データの調整中に、宇久町の平成元年以前に建築された家屋分の固定資産税に課税誤りがあることが判明いたしております。この原因は、平成9年度の評価替作業において再建築費の上昇率、いわゆる平成6年度の評価替基準としての建築資材等の物価変動等を勘案して決める係数を誤って用いたことが大きな原因となっております。見直し作業を行う中で、超過徴収ばかりでなく、逆に追加徴収しなければならないケースも出てきており、また償却資産、軽自動車税等にかかわる償却資産にかかわる固定資産税の課税誤りも判明いたしております。

次に、国民健康保険税の課税誤りですが、宇久町は国民健康保険税の賦課に当たって資産税割を採用しておりますので、固定資産税の額に変動があると、当然のことながら国民健康保険税に影響が出てまいります。固定資産税及び国民健康保険税の課税誤りの額につきましては、と でお示ししているとおりでございます。

まず の還付額、いわゆる超過徴収額であります。固定資産税の超過徴収額は、償却資産も含めて平成9年度から平成17年度まで9年間で715件、金額が7,916万4,400円。還付加算金、いわゆるこれは利子相当分ですが、この額が987万1,400円。還付総額は合わせて8,903万5,800円となっております。なお、平成8年度以前の税の関係書類を処分して再計算ができませんので、平成9年度からの還付とさせていただきます。

国民健康保険税の超過徴収額につきましては、同じく平成9年度から平成17年度までの9年間で1,718万5,900円。利子相当分の還付加算金が158万8,400円で、計1,877万4,300円であります。

したがって、固定資産税と国民健康保険税を合わせると、還付総額は1億781万100円と、大変大きな金額となっております。

次に、 の追加徴収であります。固定資産税にあつては、平成13年度から平成17年度までの5年間の述べ件数が1,402件で、徴収額が491万5,600円。国民健康保険税は平成15年度から平成17年度まで、述べ件数で1,316件、徴収額が81万5,600円となっております。これは法の規定によりまして、固定資産税は5年間、国民健康保険税は3年間しかさかのぼって徴収することができないようになっております。

次に、還付に要する財源でありますけれども、7ページの下欄にお示ししているとおり、処分、これは町長以下、職員の処分による人件費削減分、平成17年度の事業見直しによる削減分、あるいは平成17年度の普通交付税への17年度予算に未計上分を充当しております。一方、国民健康保険税の還付につきましては、平成17年度の予算の予備費で対応いたしております。したがって、固定資産税、国民健康保険税ともに、資金の取り崩しはしないで対応できております。

なお、過去にさかのぼって固定資産税の収入が減るわけですので、平成17年度から5年間さかのぼって地方交付税の再計算の申請を今年度中に行います。私どもの試算では来年度、平成18年度に、約3,000万円の普通交付税の交付を見込んでおります。

次に、8ページの作業の流れでありますけれども、平成17年度から平成13年度までの5年間は地方税法の規定によって還付できますが、平成12年から平成9年度までの4年間は宇久町独自の規定を定めて還付しなければなりませんので、宇久町固定資産税等償還支払要綱を平成17年11月1日に定めております。11月10日に還付対象者に郵便で支払いに関する通知を送り、12月20日に一斉に還付をするように準備をいたしております。

一方、追加徴収につきましては、還付以上に納税者の方々の理解が必要でありますので、固定資産税にあつては約280世帯、国民健康保険税にあつては約100世帯のすべての家庭を税務課職員が訪問して、納税について理解をいただくように説明に回っております。

その他の欄でお示ししておりますが、町民より住民監査請求が出されております。宇久町監査委員会の意見としては、この税に関する監査請求は監査請求に該当しない旨の回答が出されておるところでございます。

9ページは還付額から徴収額を引いた純然たる町の負担をあらわしておりますので、この件については割愛します。

次に、10ページ、11ページの公営住宅の件について説明をいたしたいと思います。10ページをお開きください。ここでは繊維会社Aとしておりますが、これは平成2年に、宇久町の雇用確保のために、町が積極的に誘致活動を行い実現したもので、名前を出しても差し支えありません。この会社は根抵当権の設定に最も関係の深い、従業員規模は大体100人規模の株式会社プラグレス宇久という縫製会社でございます。

当初はこの会社が平成3年から営業を開始いたしまして、順調に業績を上げておりましたが、中国から安い製品が大量に入ることになってからは経営状況が余り芳しくなくなっていたのではないかと思います。平成9年当時は40人ほどの従業員がおりましたので、雇用の場の確保のためにどうしても会社の存続が必要であると当時の町長が判断し、町が経営資金として資金の貸し付けを行っております。このことは、ここには載っておりませんが、町の方が資金の一部貸し付けを行っております。

貸付金の償還は順調に行われていたわけですが、平成9年ごろになりますと、償還が滞るようになり、その結果、償還金と相殺という形で、工場用地とは別に空き地になっている当地を町営住宅用地として、町が平成9年の3月と10月に約3,883㎡を1,880万円で購入し、その代金は貸付金の返済に充てております。売買契約はすぐ済んでおりましたが、ある銀行の根抵当権がそこに設定されておりましたので、所有権移転登記が後回しになっておりました。

しかし、ここでは触れておりませんが、根抵当権一部放棄証書がその銀行から平成10年ごろに届いておりますので、そのときに所有権移転の登記を行っていればこのたびの問題は発生いたしておりません。そのときに登記しなかった原因は、その当時、宇久町は大変公共事業が多く、登記事務まで職員の手が回らなかったこと。また、登記を行うには複雑な分筆事務があり、さらには売買契約が済んでおりますので、いつでも登記できるという安易な考えを持っていたことが今回の結果を招いたのではないかと考えております。

所有権移転の登記を行った平成13年12月には、すでに滋賀県に本社のある繊維会社に根抵当権を設定されておりました。この同じ日に、プラグレス宇久の社長が自己破産しておりますので、私どもにはわからないところで何かがあったのではないかと疑わずにはられません。

いずれにいたしましても、職務怠慢によって今回の結果を招いたことは否めない事実であろうと深く反省をいたしております。所有権移転の登記をしないままにしておきますと、さらに宇久町にとって不利になりますので、弁護士に相談した結果、平成16年の5月に根抵当権付きで所有権移転登記を完了いたしております。

今日まで根抵当権を抹消すべく努力をしておりますが、なかなかよい方向に進みませんので、先ほど町長が申し上げましたとおり、宇久町の負担が最小限に済むよう、また、佐世保市との合併前に解決できるように弁護士に依頼しているところでございます。

平成17年9月14日には、抵当権の抹消に要するすべての費用は当時の関係職員が負担すべきであるという、宇久町職員措置請求が宇久町監査委員会に対してなされ、監査の結果、監査委員からは、関係職員が負担すべきであろうという勧告がなされているところでございます。しかし、町長としては、当時は膨大な事務量があり、登記事務を怠ったことが重大な過失にあたるかどうか、専門家の判断が必要でありますので、抵当権の抹消とあわせて職員の責任問題についても依頼しておりますので、その助言を待って対応するようにいたしております。

以上、国民健康保険税、固定資産税の課税誤り、また、住宅用地の根抵当権の問題につきまして概略ご説明いたしました。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

【光武会長】

ありがとうございました。ただいまの説明を受けまして意見交換を行いたいと思いますが、まず説明の補足まで含め、宇久町の議会代表の委員からご発言をいただきたいと思います。前田委員、いかがでしょうか。

【前田委員（宇久町）】

小浜公営住宅用地問題、並びに固定資産税過去徴収問題については、佐世保市の皆様に大変ご心配とご迷惑をおかけして、議会といたしましても深くおわびを申し上げる次第でございます。この件については、その都度、全員協議会等において執行部から説明を受けております。

議会といたしましては、去る8月8日に固定資産税過去徴収問題調査を総務文教厚生常任委員会に付託して調査を行いました。私も委員の1人ですが、調査を行いました、いつごろから間違いが生じたのか、我々で見出すことはできませんでした。また、この2件については住民監査請求がなされております。私も議選の監査委員でありますので、7週間ほどかけて審査を行いました。固定資産税過去徴収問題については、いくら聴取しても、何年ごろから間違いが生じたのかについては、詳細に見つけることは不可能でした。また、帳簿の紛失についても解明できませんでした。これにかかわる支出については、過去徴収した税金は住民に還付することは当然であります。また、処分については町長の99%の給与カット、並びに助役・収入役・税務課長の給与カットや、教育長、各課長の協力、また、議会議員の10%、6カ月の報酬カットで補って、町に何ら損害は与えていないので、請求に対し、請求に理由がないと、審査結果を通知したところでございます。

小浜公営住宅敷地問題については、先ほど町長が述べたとおり、大阪の弁護士に依頼されていることですが、議会側といたしましては、来年3月、合併までに極力努力され、解決するよう求めております。

以上でございます。

【光武会長】

ありがとうございました。次に、佐世保市民の立場として、佐世保市の地域委員の委員から意見をお伺いしたいと思います。佐世保市の地域委員の皆さん、いかがでしょうか。

【久池井委員（佐世保市）】

それぞれ宇久町長、そして助役、前田委員の方からお話がありました。また、我々議会の方でもいろいろ調査をさせていただいております、一定理解はいたしておりますけれども、再度お尋ねをさせていただきと思っております。

まず、きょうの田中町長のお話の中にもありましたように、還付・追徴ともに、いまのところ大きな苦情はないということですね。それで、8月に我々が報告を受けたときには、要するに還付作業、償還還付ということについてのご報告をいただいております、その後、追徴金もあったということでご報告をいただいたわけですが、還付だけでなく、今回追徴が出てきたということで、町民の皆さんにご説明をされていて、還付ならまだしも、追徴までという形になると、いろんな苦情というのが本当はないのかなという気がいたしておりますけれども、そこら辺はそのように理解をされているのかどうかということ。

それから、きょうは宇久町地域委員の皆さんもお見えでございますので、一般の住民の皆さんにもお話がかなり入っているのではないかと気がいたしておりますが、そこら辺のことを若干お聞かせいただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

【阿野副幹事長】

まず、先ほどの町長の説明の中では大した苦情もなくという発言でございましたが、これは全くないということではございません。それぞれ税務課職員が回って、その結果を私も聞いておりますけれども、中にはやはり厳しい意見で、「おまえたちが間違ったので、おれは納めんよ」という人も中には何人かいるということは聞いております。当然還付の方はもらう方ですので少ないのですが、その中でも9年間分としておりますので、残り1年間分、10年分で請求するよという人も1人、2人いるとは聞いておりますけれども、この件については解決すると思っております。ただ、追徴がやはり、例えば500円でも1,000円でも、新たに追加徴収するわけですので、この全部の世帯を回ってみて、この件についてはその状況をすべて整理してから対応していきたいと思っておりますが、全くないということではございません。

【久池井委員（佐世保市）】

合併の地域委員の皆さんにはそういったお話、宇久町の住民の皆さんの声というのは、全くこれは、「それはしょうがないな」という形になっているのかどうかですね。ご理解をいただいているのか、その辺もちょっとお聞かせいただければなと思っております。

【尼崎委員（宇久町）】

宇久町の委員の尼崎と申します。いまの久池井委員のお尋ねに関してですが、私ごとで恐縮でございますけれども、私のところは税の見直しの結果、追徴の立場に回った側でございます。担当税務課長の説明によりますと、今期の見直し分があと2回あり、それがプラス1万円ずつ。それから13年から13、14、15、16と4年分で約10万円。その10万円の分については、12月10日に納付書の交付をするからという説明でございました。

宇久町の町民はそれで納得しているのかどうかということでございますけれども、私はもちろん

この委員を務めている関係もありますし、合併に障害があってはならないから、「ちゃんと支払います」という旨はお伝えしましたが、いわゆる町のスズメさんたちはいろんなことを申しております。よく出てくるのは「あそこの家はこれだけだったのに、うちはこれだけ」とか、還付額の差ですね。そういうのもうわさになっています。ただ、例えば主に鉄筋の家屋が追徴の対象になっていると聞いておりますけれども、それはそれぞれ不満なのはわかるのですけれども、私たちが耳にするのはすべてうわさの段階でございます。「あそこが幾ら取られるんじゃないだろうか」というのが、うわさはいろんなことを流しますけれど、確定した数字なんかはもちろん入ってきてやしませんので。おおむね、だからさっき町側の説明にもあるとおり還付の額の方が多いためです。そう悪い風評は立っていないように思います。

以上です。

【久池井委員（佐世保市）】

それからもう1つ、償還金について、11月に要綱を定められて、要綱に基づいて償還をするという形ですね。民事でいけば、10年とか20年とか、その場合には要綱で20年と決めておりますけれども、民事でいけばやっぱり10年という1つの判例というのがあるわけです。

（しかし、民事でいけば10年、20年という提訴期間があり、10年という1つの判例もあるわけですが、そこまで、この要綱で対応できるのか。）という意味合いかと思うのですが、書き換えてもいいものなのでしょうか？？？

宇久町長の8月時点のお話の中で、要するに条例とか要綱とか、そういった定めをして、佐世保市には一切トラブルを持ち込まないような形で処理をしたいんだというふうに向った記憶があるんです。今回、そういった要綱に基づいて償還をされる。その要綱があれば、もし、そういったトラブル、例えば、住民訴訟などになったときに、その辺の歯止めの要綱になるのかなという気がするんですけど、その辺はどのようなご判断になっているのか。弁護士に相談をされてこうされたのかなという気がするんですけども、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

【田中副会長】

ただいまの久池井委員からの要綱の問題。これは宇久町固定資産税等償還支払要綱というのを本年11月1日に定めております。ご承知のとおり、民法では20年間という遡及の問題があるようですが、私どもといたしましては、これは冠に宇久町がある以上は、宇久町の存続の間のもので、このように考えているわけです。その間に私たちは、こういう事務をきちんと整理整頓していかなければならないのではなからうかと。やはりそれに力を全部注がなくてはならない。しかし、相手のあることですので、これがきちんと守られるかどうかというのは、あと4カ月間あると思うわけですが、そういう非常事態が発生しないように、我々はやはりやっていかななくてはならないのではないかと、このように考えているわけでございます。

先ほど宇久町の尼崎委員の方からもありましたが、いろいろな風評、AさんとBさんとの家の比較の問題、額の問題等はあるようでございますが、それは風評の域を出ておりませんので、私どもは職員をして個別にきちんとご説明を申し上げて、何がしかのものが未整理のまま残る可能性は全くないとは、私にはこれは言えない状況にあるわけですが、極力いまの体制の中において佐世保市にご迷惑がかからないようにやっていかなければならない。あと4カ月間、私どもに

残された贖罪の期間ではなかろうかなと、このように考えているわけです。

いま久池井委員が一番その辺を疑問視し、問題にされているのは理解しておりますが、重ねて申し上げますが、人と人との問題でございますので、極力そういうことが発生しないように残る4カ月間でやり上げたいなと、このように感じているところでございます。

【久池井委員（佐世保市）】

要するに、極力、いろいろな宿題を持ち越さないように整理をしていきたいということですが、万が一の場合には、ひょっとしたら民事的なものが佐世保市として合併後に起きてくる可能性だってやっぱりあり得ると。この要綱を決めたから要綱ですべて終わりですよということではないということですね。我々はそういうふうに理解をしておかないといけないということでしょうかね。

【田中副会長】

万が一ということは、私はないとは言えないと思います。やはり何千名という人間と1,000も幾らも件数があるわけですので、それは全くゼロとは考えておりません。それに至らないように、いまのうちにしっかりしておかなければならないのではないかと考えております。要綱が切れましたも、他の民法的なもの、今後住民が法に訴えるという問題につきましては平等ですので、その辺はあるかもしれないとは想定しております。しかし、その件数、あるいはどうであるかということにつきましては、やはり現時点で私の能力をもって予見等はできないのが現状です。

【久池井委員（佐世保市）】

いま、我々が一番心配をしておりますのは、やはりこういった問題が起こったことで、佐世保市になってから、要するに宇久町の町民の皆さんの納税意識、それから佐世保市民の納税意識がどうなのかということなんです。合併をしたら、納税意識が非常に薄いと。それによって、今回の事件が後まで引きずって、いろんな納税の徴収率が下がってくるということには多分ならないとは思っておりますけれども、ぜひそういったことが発生しないように、残された期間、しっかり努力をしていただいて、気持ちよく合併ができるように最大限の努力をしていただきたいと思いますので、そこら辺のご決意はされていると思いますが、ひとつよろしく願いをおきたいと思っております。

【田中副会長】

宇久町を閉じるに当たりまして、やはり問題、課題というものを残さないというのが、現在の我々の町の考えでございますので、それに沿って今後努力をしていきたいと、このように考えているわけです。そうであるならば、どのように努力をするのかという問題になるだろうと思うので、12月の末日あたり、一応還付をしてしまい、その後の残る時間の中でどういう案件が持ち上がってくるのか。それは個別的にきちんと対応していかなければならないということだけは覚悟をしているところでございます。可能な限り、市の方に引き継がないことで努力をさせていただきたいと、このように感じている次第です。

【宮城委員（佐世保市）】

固定資産税の件は、いま委員長の方からも指摘があったので、私はもう1つの公営住宅用地の件でも気になる場所がありますので、数点お尋ねしたいと思います。

私もこのことについては何でこういうことが起こるのかなというのが率直な疑問でありまして、

先ほど公共事業が多くて、非常に事務量が多かったということなのですが、これは全く理由にならないことでありましてね。その解決の方法を、これもさっきの久池井委員の結論と一緒になのですが、今後の対応として、弁護士の助言をもとに対応していくと、来年の3月までに解決を図りたいということなのですが、その図りたいという願望は願望として、本当にこれは図れるのか。もし、仮にこれが解決を見ない場合、新市に引き継がれた中で、もし仮に裁判ということにでもなるならば、これは本当に新しい佐世保市として全くかかわっていないものを裁判だけを受けていかなければいけないということになるんですね。ですから、そうならないために、3月までに解決ということだと思っております。

私も何でもこういうことが起こるのかとよく調べてみたのですが、私にはこれは悪意の何とかという感じがするのですよ。本来あり得ないことが、一たん買い取ったものに、なぜ、どういう経過で根抵当が入ったのか。ましてや、全く関係のないところがどうか、関連の会社ですよ、このBという会社も。この下にもう2つくらいまた関連の何かがあって、そこは既にもう企業として、事業としては整理がしてあるという、そういう中で、この根抵当の3,000万円だけがこういう形になってきたという状況ですよ。これは本当に弁護士との相談の中で解決の目途が立つのでしょうか。

【田中副会長】

根抵当権の発生の原因ですが、これは民間会社の倒産によるところの、商法活動の中の一環としてのもので、私どもの土地が横領されたような感覚で私は考えているわけですね。私もはっきり申し上げまして、この問題が浮上しまして、根抵当権なる、その文言さえはっきり言えば知らなかったわけですね。抵当という言葉は知っておりましたけれども、「根」ということはですね。そういうことで、いろいろ研究をしまして、これは大阪の方の裁判所で事が争っておりますので、大阪の弁護士でなければ事が運ばないということで、知人を通じて大阪の方の弁護士にいまお願いをいたしているところでございます。

この件は、どのような方法でやるのかということ、いま大阪の弁護士が確立したような状況でございます。その中において、今後どうするかというのは、これは相手がいることでございますので、私も予断はできないところもあるわけですが、できる限り合併前に解決したいということは弁護士にも強くお願いをいたしております。

そういうことで、法的な問題ですので、私の能力をもってして3月の末日までに解決するとはっきり言明はできませんけれども、ほぼそれに近い方向で私どもはいま弁護士の方にはお願いをしているところでございます。私は、この件はほぼ合併までに解決が可能ではないかと判断をしておりますが、今後弁護士がどのような形で事を進めるについて、まだ最終的に文書もいただいておりますので、このことはちょっと気になるころではあります、近々、12月半ばぐらいまでにはきちんとしたものが上がってくるのではないかと考えております。もちろん、私どもも大阪の方に行きまして、きちんにご教示をいただいて、それに対応していかなければならないと思っております。

なぜ起きたのかということ、先ほど申し上げましたとおりですが、事務量が大きかったことは、これは問題ではないということですが、言われてみればそのとおりだと私も思います。ただ、佐世保市みたいに、例えば用地課、契約課、それから建設課、土木課、そういう区分をしていな

い建設課の中での問題で、当時の公共事業の多さから見ましても、そういうことが起こりうる環境にあったということ宮城委員にご理解を賜ればなということ、先ほど助役も申し上げたのではないかと考えております。それから、何せそれは職員が2回目に銀行から根抵当がはずれた連絡が来たときにきちんとやっておけばできた問題であると。そういうことで、監査委員の方からもそういう意味で勧告をいただいているところでございます。

【宮城委員（佐世保市）】

しかし、現実としてはこのようなことが起こって、現在に至っているわけですから、そのときになぜ登記をしておかなかったのかと、取り返しのつかないことですが考えてしまいます。ただ、ここに至った経緯は経緯としても、一番の心配は、このようなことが実際になされたというのは、経緯から見ても明らかに計画的なんです。だから、私はあえて悪意と言っているのですが、これは企業の状態、そしてそれぞれBという会社、またそれにかかわる2つの企業、こういうもろもろの一連の流れの中でまさに町側のミスというものにつけ込まれて、そして悪意により3,000万円という、大変な、本来あるべき問題ではないことが現実には起こっているということです。まさに悪意の計画であって、このことがいま大きな問題となっており、いま田中副会長は解決の可能性が高いとおっしゃいましたけれども、私は全く逆だと思っています。そうすると、先ほどの問題と一緒に、あとは合併後の新市の中で、この問題が裁判に発展していく可能性だってあるのではないのでしょうか。だからこそ、これは可能性ではなく明確に、きっちり片づける必要があると私は指摘をさせてもらっているのですが、その点はどうなんでしょうか。

【田中副会長】

宮城委員のご懸念、ご心配はそのとおりだと、私も十分認識をいたしております。新市の方にこの問題が引き継がれないように、本当に極力、いま私どもは努力をしているわけでございますので、いましばらく時間をいただきたいなと思っているわけです。

当然町のミスという管理体制もあったわけですが、ご承知のとおり、計画的に、本当に商法的な、悪質な行為によって、登記簿謄本を流されてしまった。その人にそのことを問いましても、自分たちは既に登記は終わっていたと思ったから、それは借金のカタミみたいな形でそれを相手側に渡したと聞いているわけですね。私どもが発見するまで、相当な時間があり、これはうかつであったわけですが、気がつかなかったわけですね。

そういうことで、本当にもう少し早く気がつければよかったと思っているわけですが、私どもの方に気がつかなかったという汚点が残っているわけでございます。しかしながら、この問題は大変重要な問題でございますので、残る4カ月間の中で、極力新市の方に引きずらないように最大の努力をいたしますということで、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

【光武会長】

ほかにはございませんか。

【久池井委員（佐世保市）】

公営住宅の根抵当の問題ですけれども、今回、監査委員より「補てんをしなさい」と勧告が出ました。住民監査要求の中で折衝経費とか、旅費とか、そういった金額については返納しなさいという勧告が出ているということで、11月15日の新聞を読んでびっくりしたんですけれども、それを受けて、町長は「事実関係の調査などに必要な行政経費であり、正当な支出である」と。

僕もそのとおりだと思います。その後、そういったことで、この監査には応じないという考え方を、新聞報道ですから、町長が直接言われたかどうかはわかりませんが、新聞で報道されています。いまの話によりますと、その辺はきちんと弁護士に委託をして、勧告に対して回答するんだとおっしゃっていますが、新聞報道ではこういうふうに書いてあるものですから、そこら辺の考え方をもう1回、しっかりお聞きしたいと思います。

【田中副会長】

新聞報道がどこまで信頼性があるのかということはさておきまして、前田監査委員もきょうは同席なされております。私は確かに勧告を受けました。170万円を何がしか、当時の職員をもって応分な負担をすべきではないかという勧告をいただいているわけですが、私はこの経費は行政経費であると考えておりますので、行政経費を返せということにつきましては、私は問題があるということを言っているわけですね。

それで、なぜ問題があるかといいますと、まだ裁判になるかも決まっていなくて、職員のミスについては町村会に相談しているところで、幾らなのかという数字も出ていない中で、当時のA B C Dの職員に応分な負担を出しなさいと言うのはいかがなものか。率で言えば、例えば1,000万円として、応分が何10%なのかということは、私は判断できません。だから、これは法的な見解をきちんと待ってやるべきであると。職員を処分する権限は町長にありますけれども、「あなたは幾ら出しなさい」というのは、私は町長の職務を離れているという考えなんですね。応じないということではなくて、私どもは職員のミスに対する件につきましては、町村会の方の弁護士にいまのような形のものかということをお願いしております。根抵当権につきましては、大阪の弁護士の方をお願いをいたしております。そういう中で、1つのスタイルとか、形が今までできていないわけですが、それに対する勧告については、私はいかがなものかと思っております。

私は監査委員のご努力、先ほども申し上げました、何週間もお勉強をなされて、いろいろな方々からお知恵をいただいている勧告であろうと、私は思っているわけですね。しかし、そこでその170万円については、これは絶対に行政経費であるわけですので、それを応分にして出しなさいということは、私は理屈が合わないんですね。

だから、私は当時の町長ではございませんけれども、それでは当時いた課長に「君は30%出しなさい」と言いましても、何の根拠で30%なのか。そこら辺はまだ決定していないわけですから。それを誰が配分するのかという、率配分の問題ですね。これが私ははっきりしない限りは、職員に相談もできませんよという考えです。そういう意味で応じられませんか、応じられますかということの、新聞の中でその応じられないという文言を利用したのではないだろうかかと、私は思っているわけですね。これは職員の過失、故意なのか、重過失なのか、単なる過失なのか。そこら辺の問題を法的にきちんとしていただきたい。まずそれは町村会の弁護士をお願いをいたしております。

それから、もう1つの3,000万円の抵当につきましては、現在法的に提訴をしているわけですから、その答えを待たずしては、お答えはできないと思うわけです。だから、上の土地を3,000万円を抵当権に入れているわけですが、それを買えば、下の抵当権を抜きますよという発想があるわけですから、私は不要な財産を買う必要もなければ、議会もどうせ予算は議決してくれないでしょうし、そういうことは論外だと重っています。願わくは、一番安い、先ほど助役が言いま

したのは、印鑑代程度のものでこれをお許しを賜ればなということ、いま話をしているところ  
です。そこまでに行き着くためには、法的にどう隘路を見つけていくのかということ、いま大  
阪の弁護士に相談しているわけですね。

だから、事務費的な問題と、その頭に3,000万円ありきという問題の2つに分けて考えた場合  
に、事務費につきましては、これは行政経費だから、私が先ほど申し上げましたとおり、根抵当  
権という言葉さえ知らないわけですから、それを知るためには弁護士の先生のところに行って習  
ってこなくてはならない。今後の対応もしなければならぬ。それを何がしかで返せというのは、  
私はいかがなものかと。これは町長として当然の支出行為であるということに、その信念はいま  
も変わりません。

以上でございます。

【久池井委員（佐世保市）】

おっしゃっていることはわかります。だから、要するにそういった問題について、いま弁護  
士を通して相談をされているということですが、ただ、監査委員の勧告の中に、やはりそういった  
「勘案して補てんをなさい」ということがある。その期間を定めて、可及的速やかに補てんを  
なさいと書いてあるんですね。では、可及的速やかにというのがいつまでなのか。極端な話、  
その辺のことは、我々としてはどのように判断をすればいいのかどうかですね。1カ月とか2カ  
月とか、いや、1年でもいいですよというか、そういった判断の期間になるのか。そういった問  
題をどのように理解されているのかなと思ひまして。

【田中副会長】

可及的すみやかにという、この日本語の使い方があるわけでしょうけれども、それは監  
査委員が書いたことではありますので、私が答えるべきことではないのかもしれない。ただ、  
監査委員とすれば、月日・日時等の日数をお示しする勧告の中の1つのテクニックではなかつた  
のかなと思っているわけですが。私は、いま両方の弁護士と法的に「可及速やか」にやっている  
わけですね。それが遅いかどうかというのは、客観的に見てどうなのかという問題であるわけ  
ですが、私は行政の責任者として、勧告どおり、その件は可及速やかに、その以前からも手を打っ  
ているわけです。佐世保市の弁護士も2回ぐらい行ってもらっておりますし、大阪の弁護士とは、  
その前に私自体も1回行っておりますので、本当にそれ以前からもやっているわけですね。

だから、それは先ほどと重ねて申し上げますけれども、やはり日本国の弁護士の法的な根拠に  
よっての問題で、今後解決の道を探っていくことこそが町長の仕事ではないだろうかとは私は  
思っております。だから、監査委員の勧告は勧告で尊重しますけれども、既に私どもはきちんと  
やっておりますよということ、監査委員にも私は口頭ではご報告いたしているところです。

【久池井委員（佐世保市）】

努力をされているということは重々わかっているのですが、要するに、私が一番心配してい  
るのは、合併までに片づかなかった場合のことです。要は勧告に従えないと、町長時代に従え  
ないということであれば、これは住民訴訟を起こした人、監査請求を起こした人が訴訟を起こせ  
ることになっていきますね裁判に持っていけると。だから、これを宇久町長時代に終わらないと  
いうことであれば、佐世保市がその裁判を受けて立たないといけないという形になるわけでは  
ありません。そういった問題があるものですから、とにかく急いでやっていただきたいと思うん  
です。

だから、そこら辺の考え方というか、どのように進んでいるのか。弁護士に頼んで、要するにお任せきりとなっているのか、それとも、その解決をしようという方向で町自体が「少しはしょうがないね」という形の中で解決をしまおうという考え方で今後取り組んでいかれるのか。「いいや、ここはやっぱり譲られん」という形でやっていかれるのか。その辺はどうなんでしょう。やはりそれはもう「新市になって引き継ぐようになってもしょうがない」と考えられているのかどうかですね。そうはお考えになっていないと思いますけどね。

【前田委員（宇久町）】

先ほどの「可及的速やか」という言葉は、私らも書くのには、広辞苑やら何やらを引っ張って書きましたが、可及的とは、「なるべく早く」という意味ですね。それから、地方自治法 243 条に、それに反対した場合は 30 日以内に民事訴訟ができるようになっております。だから、まず、それが行われないうちは、やはり民事訴訟が行われるのではないかと考えております。

【久池井委員（佐世保市）】

そうすると、万一の場合はやはり佐世保市もそういった覚悟はしておかないといけないということですね。努力は宇久町の方で十分していただけたと思いますけれど。佐世保市としてはそういったこともやはり覚悟をしてやらないといけないということで、我々は理解をしておかなければいけないということですね。返事はお困りになるでしょうから、そのように私は理解をしておきたいと思います。

【光武会長】

よろしいですか。ほかには。

それでは、この問題、会長としてちょっと私の方からお尋ねをしたいのですが。後者の根抵当の件は、これは解決をするということで、努力をなさっているということはわかります。ただ、先ほど宮城委員からお話が出ましたように、経過を見てみますと、必ずしも善意ではなくて、意図的なものが感じられるため、おそらく裁判で争われるであろうと。これは避けがたいかなと思うのですが、そのことは別といたしまして、町民の皆さんは、いま、追徴ないしは還付ということで、還付にいたしましても、結局、ある一定の時期から先の書類はないので、その辺は正確な還付ができないと、こういうことなんでしょう。今度は追徴についても、いろいろと皆さんの中からありますが、追徴の場合には、ある一定の期限ということで、これは可能であるのかもしれませんが。

問題はどうなんですかね。先ほど言った要綱で還付、あるいは追徴をするということで、住民の皆さんが、いまはとにかく払うと、あるいはもらうということなのですが、そこで不満があって、その後、合併した後にどういうことが考えられるのかですね。住民の立場としてとり得る、例えば、こういうことがあったけれども、自分たちは不満であるからといって、訴訟の対象になるものなのか。あるいは、それは要綱があって、その要綱に従ってやったということで、住民の皆さんからのそういう訴訟に対しては対抗できるというふうにお考えになるのか。その辺、ちょっと見解を示していただけませんか。

【田中副会長】

大変厳しいご質問だなと思うわけですが、町民の皆様方の不満、税の還付、あるいは追徴につきまして、宇久町だけの要綱で終わるのか、あるいは新市になって新市民であるから、

市の要綱をという形になるのかなという感じも持っているわけでございます。私は何千人という中で、全くゼロですよという、極言はやはり避けたいと思うわけですが、ないとは言えないのではないかという感じはいたしております。しかしながら、それは宇久町自体の問題でございますので、宇久町の要綱が消えると同時にそれは消えるのだよということで、議会の方にも、あるいは町民の方にも重ねて周知をする必要があることは認識しております。しかし、そうだからといって、新市になってから、それが全くゼロということには、私はならないだろうなと思っております。相手が人ですので、行政の私たちが言ったことに対して、すべての町民が了承して下さるということはないのかもしれないと思っております。

ただ、先ほどの根抵当権にしましても、私は私ども町の行政の中において、法の解釈、法の根拠がしっかりと出てきていない中での住民監査がいまあっているわけです。それと同様に、税も宇久町が閉じた段階でゼロではないだろうかと私は思っております。数は少ないでしょうけれども、何本かはあるのではないかなというのが正直な私の考えです。

そういうことで、私どもとしましては、一番急ぐ仕事として、それは宇久町時代にきちんと終わるのですよということは今後は町民の方に周知徹底していかなければならないということだけは認識をいたしております。

【光武会長】

それでは、ちょっと変えまして、私は合併した後のことを申し上げましたが、合併以前、いよいよ最終的に合併する以前に、例えば先ほどの税金の問題で訴訟が起きた場合には町としては対抗できるとお考えですか。できるとすると、町としては対抗できるということは、新市としても対抗できるというふうに考えていいわけですね。

【田中副会長】

やはり相手が人であるわけですので、例えば今回の根抵当権も、もう少し待っていただいて、きちんと町の対応が輪郭でも見えた段階で住民監査があればよかったのでしょうか、それを相手に「理解をしてください」と、そういうことにはならないわけですね。

【光武会長】

根抵当権のことはよろしいんですよ。私が言っているのは、その固定資産税等々ですね。たくさんおられるわけですから、それが例えば合併する前に訴訟が起きても、町としては十分それに対抗できるということでお考えになっていきますかということなんです。

【田中副会長】

いまの会長のお尋ねの件ですが、私どもの要綱につきましては、ご承知のとおり、合併と同時に消えていくわけでしょう。それはもう当然のことであるわけでございます。しかし、民法的なことになりましたと、私もそれはどうなるのかなという危惧は持っております。だから、いま、この席で「全くないでしょう」と言うこと自体が、私の町長としての信頼性、信憑性を欠く発言になるのではないかと考えております。

【光武会長】

私が申し上げたいのは、これまでの原因・理由、あるいは経過というのはよくわかるんですね。ただ、町長がおっしゃるように、何とか解決したい、解決したいとおっしゃるのですが、片一方の根抵当権の問題はおそらくもう裁判ということは覚悟しておかなければならないかと思うので

す。ただ、町民の皆さんは善意の人でして、あくまで間違っただのは行政の方が間違っただけで、そしてそのことによって皆さんに迷惑をかけているわけです。

これは資料が全部あって、その資料によって過不足なくやればいいのですけれども、実際は前の分はなくなったということで、したがって平成9年以降はいいのだけれども、その前のものについてどうなのかというふうに町の皆さんが言われると、これは私どもとしてなかなかつらいことなんですね。

いまある要綱でもって皆さん方、仮に町民の皆さんのどなたかが「これは不服である」ということで起こされた場合、「いや、それはこの要綱でもってきちんとしているから、もう仕方がないんだ。裁判になったって、それは対抗できるんだ」と、こういうふうにお考えになっているのか。それを「民法上ではいま何とも言えない」とおっしゃったのですが、私はまさしくそういうことの勉強をしていただけておかないと、何となく3月まで行って終わっただと、こういうことで、その後のことに持ち込まれる佐世保市については、「まあまあ佐世保市さん、よろしく頼みますよ」と、こういう話にならないかということ、先ほどから委員の皆さんは心配なさっているわけですね。

だから、民法上どういうことがあるか。つまり、説明の中に起こり得るべき最悪の場合、どんなことが考えられるのか。ここのところはひとつ、きょう明らかにできなければ、どういう状況が起こるのか後からでもご報告いただきたい。先ほどのお話では、「努力をします。何とか解決します」と、こういうお話ですが、何遍も申しますが、根抵当権の問題は、これは解決していただければよろしい。何とかそこをお願いしたい。ただ、片一方の方は、何となくこれから先も残っていきそうだし、そういうふうな形で訴訟が起きた場合に対抗できるのかなという、その辺の心配があるので、そこを民法上も含めまして、こういうことで、「ここの辺に難しさがあります。ここの辺はこうです」というところをやはりきちんとしていただきたいと思います。それを佐世保市の方に今後検討してご報告をお願いしたいと思うんですね。きょうはご返事できないということですから、それはそれでいいのですが。

いずれにしても、ここのところは、私どもとして、善意の町民が市民になられて、そして対立して、「佐世保市はどうなんだ」ということで問われるのはなかなかつらいところなんですよ。そこはひとつ勉強していただきたいと思いますし、お願いをしておきます。

ほかに皆さん、ございませんか。宇久町の委員からは特段ございませんか。よろしいですね。では、先ほど来、佐世保市の議会代表の皆さんからも質疑が出ました。これについて広域委員の皆さんから、何かご意見がございましょうか。よろしいですか。

それでは、ここで意見交換を終了したいと思います。会長として意見の集約を行いたいと思います。今回の事柄は佐世保市と宇久町の信頼関係にもかかわる大きな問題であるとの受けとめ方がありました。宇久町側とされましては、これまで日夜この問題への対応に努力されておられますが、住民の納得のいく説明責任を果たすとともに、合併までに解決に向けたさらなる努力をしていただくように、会長として強く要望いたします。そして、一番大切なことではありますが、宇久町と佐世保市、それぞれの住民が、後世に禍根を残さないよう。そのことでお互いが後世に不信感を持つようなことがあっては、せっかくの合併が期待しているような結果にならないと憂えております。そんなことで、こうしたことをひとつ、また新たな出発点としてお互いの信頼関係が

高まるように、どうぞひとつご努力をしていただきたいと思います。

次に、その他に移ります。せっかくの機会でございますので、全体的なことでも結構であります。委員から何かございませんか。特段ありませんか。宇久町の委員の方から、何かいかがですか。

【隅委員（宇久町）】

先ほどから市長を初め、議長、また委員長等から適切なる問題点が指摘されました。確かにそのとおりだと思っております。佐世保市の皆さん方に大変ご迷惑をかけてまことに申しわけなかったわけですが、あれだけメディアで報道されますと、少なからず佐世保市の皆さん方も不安になり、あるいは信頼関係に傷がついた方もおられるのではないかと思います。いま一番問題になりました、久池井委員長の納税意識の問題とか、あるいは納税率が下がるのではないかとか、あるいは宮城議長の、これは仕組まれたわではなかったかと、そういうようなお話もありましたが、私たち町民もこれを聞いたときに、200～300万円で済む問題ではないかと、全然知らないときに町民がそういうことを言っておりました。これはなかなか根が深いものだと思いますけれども、いまでは役場の方が昼夜を問わず、あるいは休みを返上してやっている姿に、「ああ、仕方がないな」と、「佐世保の方に迷惑をかけたな」という声も出てまいりました。

一番大切なのは、これから佐世保市との信頼関係を保っていくためには、きょうのご発言、ご指摘等を踏まえて、町長を初めとして、その役場の方々、あるいは議会の方々が直接町民に接しまして、本日のこの経過を報告して、そして新市のまちづくりの意欲をなくすのではなく、意欲を持たせるように気持ちを造成していく必要があるのではないかと思います。そうしなければ、いま町長が言うておりますように、丁寧に説明はされておりますので、ある程度納得されると思いますが、あるいは納得し得ない人がいるかもしれないことも事実ではないかと思います。

第2点は、審議会ができたときに、宇久町に住んでいる市民の者たちが、一丸となって、新しい市の方向を認識していくように努力させる気持ちというものが必要ではないかと思います。宇久町に帰りまして、町長初め、議会の皆さん方もこの点を踏まえて、金銭的な問題の解決の、目途、あるいは方針については一応わかったわけですが、一部に残る心の不安というものについての問題を4カ月間でどうまとめていくかということが必要ではないかと、私個人でいま感じたところでございます。

以上でございます。

【光武会長】

ありがとうございました。ほかに。

【境委員（宇久町）】

宇久町の境でございます。私どもも日夜、町長初め、宇久町の職員がこの事件の解決に向けて努力しているということは聞いておりますが、最初にこういうことが発覚した折に、我々が知ったのはまず新聞報道でありまして、町民がどうしてこういう方向から事の子細を聞くのかなと、最初残念に思いました。それ以後、平家まつりとか、そういうものが取りやめになりまして、ことしは町制50周年を迎えるということで、盛大にこの閉町式を迎えられるようにと町民こぞって意気込んでおりましたが、そういうことになりまして本当に残念だと、いまは何かみんな町民が力を落としているような状態なのです。その中で本当に皆さんが努力して、この納税意識を高め

ていって、新佐世保市に合併した折に極力ご迷惑がかからないように、我々も一人一人抱える人たちにこういうきょうの状態も説明いたしますし、しっかり解決の方に向けて努力してまいりたいと思います。そして、またこういうことがおきまして、宇久町の職員、これから佐世保市と合併して大丈夫なのかなと、我々もまたそういう心配もしたわけですが、どうぞ合併した後は、またいろんな面で職員も一丸に指導していただきまして、これからしっかり我々も力を携えて努力してまいりますので、佐世保市の方々にもどうぞその旨、お酌み取りいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

【光武会長】

ありがとうございました。ほかには何かございますか。よろしいですか。

では、ご質問やご意見もないようでございますので、協議会を閉じたいと思います。これで本協議会の役割はほぼ終えたこととなりますが、本日はどうも皆様方、お疲れさまでした。ご協力に感謝し、会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。